

甲賀市都市計画審議会委員の募集

甲賀市では、甲賀市の定める都市計画に関する重要施策及び市長に対する意見の答申に関する事項等、都市計画に関する事項について調査、審議を行う甲賀市都市計画審議会を設置しています。

甲賀市都市計画審議会の委員は、学識経験者や市議会の議員などで構成していますが、市民の皆様のご意見を幅広くお聴きするため、委員を次のとおり募集します。

□応募資格

市内に居住、勤務または在学している方で、年齢が満 18 歳以上（令和 4 年 4 月 1 日現在）の方

※ただし、「甲賀市附属機関委員の選任に関する指針」に基づき、次の方は原則選任しません。

(1)市議会議員

(2)市職員（非常勤の特別職を除く。）

(3)都市計画審議会委員に選任された場合、重複して4以上の委員に選任されることとなる方

□募集人数

2名以内

□委員の職務について

甲賀市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、その権限に属された事項及び市長の諮問に応じ、市が定める都市計画に関する事項について調査及び審議を行っていただきます。

今回選任される方の任期は、委嘱の日令和 4 年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までの 2 年間です。

審議会の開催は、年 2 回程度を予定しています。報酬は会議 1 回につき 5,000 円及び交通費とします。

□応募方法等について

応募期間は令和 4 年 10 月 1 日（土）～令和 4 年 10 月 17 日（月）です。

※応募締め切りは令和 4 年 10 月 17 日（月）17:00 必着

次の書類に必要事項を記入のうえ、甲賀市役所都市計画課（2 階）に提出してください。提出の方法は、郵送、FAX または Eメール、web 申し込み、ご持参のいずれかをお願いします。

(1)甲賀市都市計画審議会委員応募書

※市のホームページからダウンロードすることもできます。

(2)次のテーマについて、800 字程度にまとめた意見書

テーマ：甲賀市のこれからのまちづくりにおける強みと弱みについて

意見書の様式は特に定めておりませんので、原稿用紙や便せんなどを利用して作成してください。

委員は、応募された方の中から、提出された書類の内容を別に定める公募委員選考要領に基づき総合的に考慮して選考会議で決定し、その結果は本人にお知らせします。

提出いただいた応募書と意見書はお返ししませんので、あらかじめご了承ください。

□問い合わせ

〒528-8502（郵便番号のみで、住所の記載は不要です）

甲賀市 建設部 都市計画課 都市計画係

電話 0748-69-2203 FAX 0748-63-4601

E-mail koka10401000@city.koka.lg.jp